第九管区海上保安本部公示第41号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年 9月 1日

第九管区海上保安本部長
白石　昌己

神通川河口部の水路測量

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名　　称　　国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所

住　　所　　富山県富山市奥田新町2番1号

2　水路測量を実施する区域及び期間

区　　域　　神通川河口部（付図に示すとおり）

期　　間　　令和3年9月1日から令和3年9月30日までのうち5日間

3　水路測量の実施方法

ＧＮＳＳにより測位し、音響測深機による測深を行う

4　航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

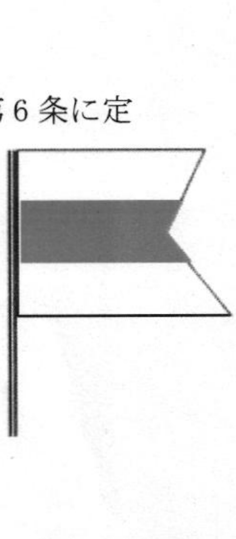

付図

測量区域